

■【トピックス】  
新元号「令和」！



30年続いた「平成」が天皇陛下のご退位により終わりました。新しい元号は「令和」です。これまでは中国の古典から採られることがほとんどでしたが、初めて日本の古典である万葉集から採用されたということで話題になりました。

例えば「平成」は長く経済的に低迷した時代でした。また、大規模な災害に度々見舞われた時代でもありました。新しい「令和」がいい時代になることを祈るばかりですね。

■【ビジネス・アイ】  
特別寄与料請求制度！

社長 「今度、自宅を2世帯住宅に立て直して、長男の家族と一緒に住む予定なんだけど、相続で息子の嫁がなんか請求できる権利が出来たみたいだね」

花野 「お孫さんがお生まれになったとおっしゃっていましたよね。それで2世帯住宅ですね。おっしゃるとおり相続人でない親族でも遺産分割の時に、特別寄与料として金銭を請求できる制度ができました」

社長 「やっぱりそうなんだ。介護とかの世話になると死んだ後に問題になりそうだね」

花野 「そうですね。ただ、特別寄与料の上限額は、相続財産から遺言書で遺贈された価額を引いた残りの額になりますから、遺言書で財産のすべてを遺贈してしまえば問題は起こりませんね」

社長 「そうなんだ。遺言書が重要ということなんだね。それで、生前に長男家族に生活費の支援をしていた場合にも対象になるのかなあ？」

花野 「民法上は、無償で療養看護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別な寄与をした場合とされていますので、生活費の援助を受けていた場合に無償といえるかは分かりませんね」

社長 「そうなんだ。まだ、分からないこともあるんだね。それなら一緒に暮らし始めてから、遺言書も含め考えることにするよ」

花野 「それがいいですね」

■【今月のキーワード】  
特別寄与料請求制度

従前の民法では、被相続人の療養看護等を行った相続人は、一定の要件のもとで遺産分割において、その貢献を考慮して相続財産の増額を主張できる制度がありました（寄与分制度）。この制度では寄与分を主張できるのは相続人に限られていました。そこで改正民法では、相続人でない親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）が介護・看護を行い、被相続人の財産の維持・増加について特別の貢献をした場合には、相続人に対して金銭の請求（特別寄与料）ができるようになりました（民法1050条）。

■【今月の1冊】

『FACT FULNESS』

ハンス・ロスリング 著  
日経BP社 ¥1800

日頃は意識しませんが、我々は思い込みの世界で生きています。事実を見ることなくこれまでの先入観で物事を判断しています。頭のいい人も同じです。

日々マスコミは、センセーショナルな報道をします。しかし、世界は極端なことよりは、普通のことでも満ち溢れています。今こそ正しい世界の見方が必要とされています。そのためには、これまでの思い込みを捨て去る必要があります。



■【編集後記】

元号が変わると思っていたら、紙幣のデザインも変わりますね。紙幣の方は5年後ですが、これに合わせて500円硬貨も変わります。キャッシュレスが進む中、5年後にどれだけ紙幣の需要があるが分かりませんが、何もかもが一新される感じですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.146（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2019.5.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://hanano-cpa.a.la9.jp/>